



## 外来受診制限継続について(お願い)

岩手県においては、5月14日の国の緊急事態措置解除を受け、休業要請や外出自粛等の感染防止対策の一部が緩和されたところですが、**当センターとしては、新型コロナウイルス感染症の院内持込を防ぎ、入所児童の感染防止・安全を確保**するため、下記のいずれかに該当する方の**受診制限を継続**することといたします。

なお、新型コロナウイルス感染症に関しては、まだまだ明らかになっていないことも多いため、現時点で、**制限解除について明確な基準をお示しすることは難しい**ですが、国や県内外の同種の施設等の動向なども把握しながら判断することといたします。

### 記

受診時に問診票にご記入いただき、次のいずれかに該当する方。

- 1 **2週間以内に37.5℃以上の発熱等**(問診票の症状含む)のある方。
- 2 ご本人または同居されているご家族が、**2週間以内に県外へ出かけた、若しくは転入**してきた方。
- 3 **新型コロナウイルス感染症と診断された方と接触**した方。

当センターには、**常時医療的ケアを必要とするお子さんが入院**しております。

また、外来には**基礎疾患をお持ちの患者さん**も多くいらっしゃいます。このような患者さんが、新型コロナウイルス感染症に感染すると**重症化する**ことが懸念されます。

皆様には、ご不便をおかけして申し訳ございませんが、**院内感染防止**のため、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



令和2年5月22日

岩手県立療育センター所長